

平成 24 年 第 6 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 24 年 6 月 20 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 4 時 10 分閉会

開催場所 摂津市役所新館 7 階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
28	「摂津市学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
29	「平成 24 年度摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」	承認
30	「摂津市社会教育委員委嘱の件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	次世代育成部次長		子育て支援課長代理	高田邦明
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	前馬晋策	教育政策課長代理	野本憲宏
委員	溝口重雄	生涯学習部次長		こども教育課長代理	橋本登喜子
委員	原田正文	兼文化スポーツ課長	布川博	生涯学習課長代理	
教育長	和島剛	総務課長	岩見賢一郎	兼安威川公民館長	辻稔秀
教育次長兼		子育て支援課長	木下伸記	総務課長代理	安田信吾
次世代育成部長	馬場博	教育政策課長	若狭孝太郎	総務課総務係員	関本敏晴
教育総務部長	登阪弘	教育推進課長	撰田裕美		
生涯学習部長	宮部善隆	こども教育課長	小林寿弘		
		児童相談課長	北橋ひとみ		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		

委員長

ただいまから、平成 24 年第 6 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は原田委員です。よろしく願いいたします。

まず議案第 28 号「摂津市学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について文化スポーツ課長よりお願いします。

文化スポーツ課長

摂津市学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるところでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

説明が終わりました。何か質問やご意見はございませんでしょうか。

溝口委員

別表ですが、これは規則から外したから第 1 号から第 19 号まですべてアンダーラインが引いてありますけれども、内容的には変わりはないということですか。

文化スポーツ課長

学校施設構内の車輛乗り入れ自粛という問題がございますし、喫煙についても一部区域の自粛・規制から全面禁煙ということに変わっておりますので、そういうことを踏まえましての対応を迅速に行う必要がありますが、規則改正ということになりますと教育委員会で承認をいただくこととなりますので、別途の様式で利用者に周知して参りたいと考えているものでございます。

溝口委員

ということは、アンダーラインのところは、改正箇所ですよ。本来なら、これに対比して改正案がどう変わるか、あるいは変わらないといったことを示すのが通常だと思いますが、それについてはいかがお考えですか。

文化スポーツ課長

今回規則としては、この項目はすべて削除致します。ただ、今回削除する部分につきましては、規則としては消えますけれども利用者へ周知する内容につきましては全面残していこうと考えております。

溝口委員

承知いたしました。

委員長

他に質問がございませんので、議案第 28 号摂津市学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件については承認いたします。

続きまして、議案第 29 号「平成 24 年度摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」について、教育推進課長より説明をお願いします。

教育推進課長

平成 24 年度摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

溝口委員

嘱託員委嘱の基準についてはどのようなになっているのでしょうか。

次世代育成部次長

今回の教育指導嘱託員につきましては、主には経験の浅い教員の指導ができる方を嘱託員として委嘱したいと考えております。昨年度におきましては、福元委員長職務代理者を含め 2 名の方に教育相談員として従事いただいておりますが、いずれも経験の浅い教員の指導については校長として、あるいはこれまでの長きに渡る教員生活の中で携わってこられた実績のある方でございます。今回委嘱した先生におかれましても小学校の経験、中学校の経験に加えて平成 16 年 4 月から平成 24 年 3 月までの非常勤講師として主に初任者研修に携わってこられたということで、長きにわたる経験があるということで、今回私どもが求めていたものと合致いたしましたので、委嘱に至りました。

溝口委員

そうしますと、一言でいえば、総合的な判断・裁量のもと決定したということで、一定の属性による基準は持っていないという認識で理解して良いのでしょうか。

次世代育成部次長

例えば、校長経験が何年であるであったり、そういった基準はございません。現場での経歴等から我々が求める任務を担っていただける方かどうかという判断で委嘱しているものでございます。数値的な基準というものはございません。

委員長

他に質問はございませんでしょうか。質問が無いようですので、議案第 29 号「平成 24 年度摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」について、承認いたします。

続いて、議案第 30 号「摂津市社会教育委員委嘱の件」について、生涯学習課長より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第 30 号「摂津市社会教育委員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

溝口委員

学校教育関係者ということですが、この方は現職なのですね。現職の校長であれば、非常に多忙だと思います。一方、社会教育委員というの大きな期待と役割があると思います。その辺り、学校教育法でいう学校教育関係者というのは、現職でなければならないのか。その解釈はいかがなものでしょうか。

生涯学習課長

他市の事例でございますが、現職の教育関係者及び元校長等の教育関係者を含めて教育関係者という分類がなされているというように考えられております。

溝口委員

であるとすれば、今回委嘱される方がどうかということではなくて、現職校長というのは非常に多忙を極める中で、社会教育委員としても多くの仕事をやっていかねばならないと思います。その意味で、そういった範疇で選ぶことの検討はされたのでしょうか

生涯学習課長

今回の現職校長の委嘱にあたりましては、校長会からの推薦という形でありまして、私どもが検討しているものではございません。また、定数等がございますので、元校長であった教育関係者への委嘱については、現時点では考えておりません。

溝口委員

校長会からの推薦はその通りだと思いますし、その方の人格については一切言及しているわけではなくて、今この方が現任者であるという点において、これはやはり広く求めて荷を軽くと言いますか、当然他の校長と同じような配慮があってもしかるべきではないだろうかと考えております。これは生涯学習課長には失礼かもしれませんが、お答えは無理だと思いますが、教育長はいかがお考えで

しょうか。

教育長

社会教育委員さんほか、図書館や公民館、いろいろありますが、教育委員会の要綱では、学校関係者というのは校長会から推薦いただいているものです。これまで、校長会の方から現職校長が忙しくて委員に従事できないということは聞いておりませんが、もしそういうことがあれば、今おっしゃっていただいているように OB の方でも良いのではないかと思います。現在のところ、校長会でもいろんな役を持っておられますが、それを分担してやっていただいておりますので、今の段階では校長会からの推薦のままで良いのではないかと考えております。

校長出身で、校長会のことをよくわかっておられる福元職務代理はどうお考えですか。

委員長職務代理者

私も現職の時に、社会教育委員をさせていただいて、大変多忙であるということは間違いありませんでした。校長としては、学校に張り付いていたいという気持ちはあったのですが、外に出ていくことで、自分にとって更に見識が広がるわけです。各種団体がおられて、普段お話する機会はほとんどありませんでしたので、いろんな意見があるわけですが、私は自分自身として見識が広がる経験をしましたし、そのことが学校経営に一定の成果として活かせるのではないかと考えております。どういうところから選ばれているのかというお話がありましたが、教育関係者といっても、教頭会もありますし、教育委員会事務局もあるわけですから、いろんなケースが考えられると思います。私は校長として外へ出て地域の社会教育団体等と接点を持つということについては、それをまた校長会に戻せますので、非常に良いことだと考えておりました。

溝口委員

誤解を受けてはならないのですが、その方個人を云々は全く言っておりません。校長会からの推薦があり、教育委員会にも居られましたので、よく存じ上げておりますので全く遜色ないわけでありませぬ。先ほど福元職務代理がおっしゃられたような効果であったり、良い勉強になったということでしたが、しかし、このポジションを充て職的にこれを考えてはならないと考えます。あと、これは最後であります、人事のことですからここで変更というようなことは一切言いませんが、今後は視野を広げて慎重に推挙していただきたいと思っております。

委員長	<p>以上で、議案第 30 号「摂津市社会教育委員委嘱の件」については承認いたします。</p> <p>次に、報告事項に移りたいと思います。事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長よりお願いいたします。</p>
総務課長	<p>[事業実施に伴う奨励援助の件について説明あり]</p>
委員長	<p>この件につきまして、何か質問はございませんでしょうか。質問が無いようですので、続いて、その他（1）平成 24 年度 5 月までの問題行動等件数について、教育政策課長より説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>[平成 24 年度 5 月までの問題行動等件数について説明あり]</p>
委員長	<p>この件について、ご質問ございますでしょうか。無ければ私から質問したいと思います。これはなかなか激しいいじめだと思のですが、学校側はなかなか本人が言い出さないと関知できないようないじめだったのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>これは、加害女子生徒が 8 名おりますが、2 つの小学校からあがってきている女子生徒でありまして、当初は同じ小学校出身の加害者がいじめを行っていて、そこにもう一方の小学校出身のメンバーが加担したということがございます。養護教諭が相談を受けて発覚したわけでございますが、そこまで表立って大きな動きはなかったので、発覚までに時間がかかったものでございました。</p>
委員長職務代理者	<p>A さんが養護教諭に相談していじめが発覚したということでした。その後の対応として A さんと学校との関係はかなり話し合いを持たれて、今後どうしていくかということが言われているのですが、加害者側の指導がどのようにされたのかということが、大きな問題ではないかと思えます。そうでないと、この時はたまたま養護教諭に相談したから発覚したのであって、根本的な解決につなげるためには、やはり加害者側をいかに学校が把握してどう指導していくかということにかかっていると考えています。そのところ方向性が見えないので、教えていただきたいと思います。</p>
教育政策課長	<p>事実確認と生徒指導担当者からの指導以外の細かいところについては、確認ができておりません。今後はきちんと確認をしていき</p>

たいと考えております。

原田委員

典型的ないじめを想定しますと、今言われましたように加害者の指導と言いますか加害者対策、いじめっ子対策はやはり大事で、並列して考えるのではなくて、中心になっている児童が抱えている問題が何であるのか、その辺りを明らかにしていただいて、いじめっ子対策をしないと、いじめる側としては、対象はどの子どもでも良いわけですから、その辺りを考えていただきたいと思います。

委員長

他に質問はよろしいでしょうか。無いようですので、次のその他（２）平成 23 年度摂津市立中学校卒業生進路状況について、教育政策課長より説明をお願いします。

教育政策課長

[平成 23 年度摂津市立中学校卒業生進路状況について説明あり]

委員長

この件につきまして、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

溝口委員

資料 3 の中で、支援学校（共生推進教室を含む）に進学している卒業生が記載されておりますが、千里青雲高校を除いてはすべて支援校となっております。これは、ネーミングだけの問題なのかというのが 1 点目の質問です。それから、共生推進教室というのは、そうでない教室との内容的な違いについて、教えていただきたいと思います。最後に、この 5 校のどの学校にこの共生推進教室があるのかということについて教えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

教育政策課長

共生推進教室は千里青雲高校だけであります。千里青雲高校の共生推進教室は本校をたまがわ高等支援学校とする分教室で、千里青雲高校の総合科の生徒とふれあうために設置されております。平成 25 年度からは、千里青雲高校の共生推進教室は旧鳥飼高校、現在の吹田支援学校鳥飼校でございますが、こちらが、豊能三島地区の新しい支援学校となりますが、併設される高等支援学校を本校とする共生推進教室に変わるということでございます。

委員長

私が聞いたことがあるのは千里青雲高校というのは、4 日間千里青雲高校に通いまして 1 日はたまがわ高等支援学校で学ぶというシ

ステムでありました。

他に質問はございませんか。無いようですので、続いて(3) 摂津市立小中学校教室等使用状況について、総務課長より説明願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

総務課長

[摂津市立小中学校教室等使用状況について説明あり]

溝口委員

前回、データによる報告とは別に、現地に行って実地調査を要請したわけですけれども、それをやられたのかどうか教えてください。

総務課長

申し訳ございませんが、全校すべてにおいては調査できませんでした。日々の業務で学校へ行く機会がある職員が居りますので、その職員を行かせまして現場の写真を撮影して確認させていただきました。

溝口委員

要は、40 教室とか 50 教室あると思います。そのすべての普通教室以外については、やはり実地調査をしないことには、貴重な市民財産を有効に利用されておられるかどうかについて評価できないわけでありまして、それは、今からでも結構です。数校は行っておられるということですから、全部の学校を回っても小学校が 10 校じゃないですか。中学校は 5 校です。その気になれば、実態調査はできると思います。それをまず求めておきたいと思います。また、見られたところの学校については、あなた自身が実際見てどう感じられたかについての感想、評価を教えてくださいたいと思います。

総務課長

普通教室を P T A 室等に使用されているところについては、時期によると思われまして、教材や備品などが山積みになっているところもございました。教材備品室等につきましては、学校の方がきちんと管理をしておりますので、スペースすべてが埋まっているという状況ではございませんが、部分的には 3 分の 1 程度の机・椅子等が置かれているという状況でございました。

溝口委員

鳥飼東小学校については回られましたか。

総務課長

鳥飼東小学校につきましては、調査できておりません。

溝口委員

ピーク時の学級数はどうでしょうか。今現在は標準を下回ってまして、10学級です。1学年1クラスという学年が2つもある状況です。ピーク時というのは、これは推測ですが20年以上前だと思いますが、こんなに少ない10学級とかこういう状況ではないはずです。それに合わせて教室が、作られているわけで40教室程度あるのです。それぞれの教室に行けば、外見的にはそれなりのプレートが掛かっており、全部使用しているというように見えます。しかし、それはピーク時から見れば、極めてもったいない使い方ではないかと思うわけです。それを除却せよということは言っているわけではなく、開かれた学校づくりのために市民にもっと有効に開放すべきだと思います。多目的教室などは、比較的市民に開放されている教室だと思いますが、小学校だけについて言いますと、10校中まったくそのような開放教室の無い学校もあります。1教室はだいたいあります。1教室で十分かと言えば、もちろんバッティングすることもありますので、そういうことを考えると2教室とかもう一つ教室を開放するとか、いろんな努力が出来ると思います。そういうことを前向きに、再度実態調査をやってみて、これは贅沢な使い方だと市民から説明を求められた時に、説明できないような利用実態であるということの無いようにやっていただきたいと思い、再度答弁を求めます。

総務課長

各学校それぞれ教室配置をされているということで、私は決してすべて無駄な教室は無いと感じているところでございますけれど、溝口委員からご指摘がございましたように、すべてしっかり現地調査できておりませんので、今後時間はかかるかもしれませんが、しっかり調査を行って、また多目的教室等に利用できるかどうかについても各学校とも相談しながら協議していきたいと考えております。

溝口委員

財産処分という表記もある学校も数校あります。これは、除却をされるのか、あるいは売却処分されるのか、処分というのはどういうことでしょうか。

総務課長

毎年、文部科学省に施設台帳の提出をする作業がございまして、学校の教室等の一部を学童保育室でありますとか、地域の方に開放するでありますとか、その場所については普通教室として使わないということであれば、財産の処分をするよう指示がございます。

従いまして、学校施設外ということで、その他の施設という扱いになりますので財産処分という表記になっているものでございます。

溝口委員

ということは、財政法上言うところの普通財産か、学校施設にあるものすべてについては、いわゆる行政財産じゃないですか。しかし、いまおっしゃられたような用途状況の場合は、普通財産として扱うという理解でよろしいのでしょうか。

総務課長

説明が分かりにくくて、申し訳ございません。学校施設の教育財産に違いはないのですが、その学校教育を実施する場所としては使用しないというような意味でございまして、教育財産は教育財産で変わりありません。

溝口委員

教育財産というのは、行政財産の一部じゃないですか。ところが、行政財産ではなくて、教育財産になり得るわけですか。教育財産というのは、教育の目的の為に使う狭義の財産ではないですか。

総務課長

学校建設をさせていただいた時に、国の方から負担金等をいただいております。その部分について、処分する場合は本来なら負担金の返還というのが生じておりました。その関係で、財産処分を国に報告して、その許可を得れば負担金を返さなくても良いというようなことで、手続き上財産処分ということでございまして、教育施設には変わりはないということです。

溝口委員

これ以上は控えます。

委員長

鳥飼東小学校へ学校訪問にご一緒させていただきましたが、その時に感想としまして、溝口委員がご覧になって教室があまり使われていなくてもったいないなという感を抱かれてそのような質問をされているのでしょうか。

溝口委員

40 教室すべてを見ていませんが、これはいかなるものかというような使用実態をたまたま目にするところがあるわけです。そうなりますと、鳥飼東小学校は標準を上回っておりませんので、標準を割っているということは、建設当初に必要な 40 教室からすれば相当下回っているというのが常識的に感じるわけです。PC室等新たな教室をが必要になってきたことも十分理解しておりますが、そういっ

たものを当てはめていっても空き教室があるのではないかと思います、
実地調査をしていただきたいという趣旨です。

委員長

ある教室は少人数でのケアが必要であるとか、あるいは支援学級も非常に膨れ上がっておりまして、年によって児童数も増減があるものですので、簡単に教室を潰すわけにもいかないという事情もあるかと思えます。私はすべてを見たわけではありませんが、やはりそれなりに学校は使用しているのではないかと思います。また、多目的教室では足りないとおっしゃっておられましたが、会議室も開放されている学校もあります。そういう面でもなお、まだまだ足りないということでしょうか。その年によって、児童数や児童の実態によってもその教室を使う状況は変わってきますので、一概には言えない難しい問題だと思います。

溝口委員

潰したり、更にお金をつぎ込んだりというようなことは一切考えておりません。現状有姿の状態であれば良いというのが1点です。それから、ピーク時から少子化が進んでいる学校が、安威川以南で多く見られます。そういう学校については、実際見られれば分かるわけです。ピーク時の状態が極端に半分になっているので、それは十分必要なのかということです。

教育長

教室利用については実態を調べて、今後学校と協議していく必要もあるかと思えます。ご指摘のとおり、実態についてはもうちょっときちんと調べていきたいと考えております。ただ、これまでも学校と個々に協議していましたが、教室が足りないので学童保育室は外へ出してほしいとか、プレハブを作ってほしいと言うような要望もございました。今、大矢委員長も言われましたように学校の状況もかなり細かいものがありまして、それほど余裕は無いと私は思っておりますが、ご指摘ですので今後校長からも事情を聞いてみたいと思えます。

委員長

この件は以上で終わりたいと思えます。

次に、その他（4）保育所給食委託業務に係る陳情書について、
総務課長より説明をお願いいたします。

総務課長

[保育所給食委託業務に係る陳情書について報告あり]

委員長	この件につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
溝口委員	市長宛の陳情になっているわけですがけれども、子育て支援課の事務分掌になっておるという関係においては、教育委員会で承認するという請願ではありませんので、陳情ですからそういう考え方でよろしいのでしょうか。
教育長	所管が教育委員会ですから、市長宛の陳情書につきましては教育委員会議の中で意見を出していただいて、どのようにして進めていくのか、子ども達の安全性をどういうふうに確保して、民間委託を進めていけるのかということをも十分考えていかなければならないと思っておりますので、皆さん方からご意見をお聞きしていきたいと考えております。
溝口委員	資料の5行目に調理員と保育士の連携が重要であるとあります。これを踏まえて、12行目に、日々の綿密な連携は図れないと、こうあるわけですが、従ってアレルギー対応ができないのではないかとご心配をされているわけであります。この委託計画を撤回しないとすれば、こういうご心配を払拭しないといけないわけであります。それは会合を開いて丁寧な説明をやっていかれると思うのですが、まずそれは可能なのでしょうか。つまり、日々の綿密な連携が図れるとは到底思われませんと断言されておられるわけですので、計画を撤回しない以上は、図れます・図りますということではないと、教育委員会でどういう論議をしていったら良いのか分かりませんから、その辺りはいかがでしょうか。
総務課長	業務委託につきましては、業者の選定をプロポーザルという形で考えております。その中で、0歳児から預かっておりますので、当然離乳食もありますし、アレルギー対策についてもそうですが、現在使っております給食のガイドラインというものがございます。そういった中で、栄養士や保育所長が委託業者の責任者に対して連携を取ることで解消できることであるというように考えております。
溝口委員	改革にはこういった意見は付き物であると思っております。しかしながら、事は病気・命に関わってくる問題ですから、この事を最優先と言いますか、まさに口先だけではなくて、事が起これば大変

なことです。その覚悟で撤回する・しないを決定していただきたい
と思います。我々は意見を求められれば、日々の連携をきっちりや
りますとか、アレルギー対策についてはこういう手法でやりますと
いったようなことであれば、私はやれば良いという思いでおりま
す。

教育長

献立等いろんな問題がありますが、栄養士の役割について、事務
局から説明してもらいたいと思います。

総務課長

今現在、アレルギー食に関しましては、アレルギーのある子ども
の保護者の方が医師の指示書、保育所所長・保育士・栄養士が協力
してアレルギーに対応した献立を個々に作成しております。その献
立に基づいて給食調理員がアレルギー対応食を作りますので、我々
としましてはその指示書に基づいて委託業者は実施できるという
判断をしました。

原田委員

今は市の職員が給食調理員をしているから防げているのか、業者
だったら防げないのか、両方とも可能性はあると思います。今の体
制で防げるもので、業者では絶対防げないというのは良く分からな
いのですが、方針等のはっきりあるのでしょうか。

委員長

例えば業者が、今までに保育所の給食業務に携わった実績があれ
ば保護者の方は納得すると思うのですが、保育所でアレルギー対策
をしてうまくいったという実績はありませんでしょうか。

総務課長

その部分につきましても、今後プロポーザルで業者の選定をして
参ります。その中で、保育所の調理業務に経験をしてる、またアレ
ルギー食対応にも経験をしてる業者にも提案をしていただこうと
考えております。まったく保育所での経験が無いという業者の参加
は控えていただきたいと考えております。

原田委員

アレルギーの問題は、いろいろありまして、思いもよらないもの
がアレルギーになるという子どもさんも居られると聞いておりま
すので、医者の方の指示書に基づいて対応するというところで、実際に業
者ではダメで、市の栄養士ならOKという問題はいかがでしょう
か。

教育長

今いただいたご意見を一つ一つ検証しながら、対応を進めていくということになると思います。まだ業者も決まりませんし、プロポーザルでどういう業者が参加されるかわかりませんし、事務局も慎重に進めていきたいと思っています。

委員長

まだ他にご意見・ご質問はございませんか。

教育政策課長

小学校の修学旅行におきましては、同一業者が数年来 10 小学校すべてを担当しているという状態が続いております。文教常任委員会でもご指摘をいただいたところがございます。この間、どのようなところがシステム上の課題、小学校の修学旅行の行き先決定手続きにおけるシステム的な問題があるのか、そういったところも検討いたしまして、先週の 6 月 14 日に文教常任委員協議会を開いていただきました。現状の課題、それから改善の為の方策の資料をまとめ、説明いたしました。それについて、同じ資料をお配り致しまして、ここで説明させていただきます。

小学校の修学旅行行き先決定手続きにおける課題でございますが、担当学年が中学校のようにいわゆる持ち上がりではないため、次年度の教員配置・学年所属がはっきり決まっておられません。そのため、中学校のような学年集団として、1 年以上かけた修学旅行の準備が行えていない実態がございました。このようなことから、当然修学旅行の準備期間が短くなります。小学校ではその年の修学旅行を実施した後に反省・評価をして翌年度の修学旅行の検討・準備を始めるというのが実態でございました。さらに言いますと翌年度、新年度に 6 年生の担任が決まってから細かい準備に入るのが実態でありました。こうしたため、準備期間に余裕がございませんでした。それに伴い、同じ宿泊地を仮予約して同じ宿泊地を利用するといった宿泊地の固定化を生んでおりました。宿泊施設を固定化することで、同一業者が継続されているという事実が生じておりました。複数見積を各校にも指示をしてきたところがございますが、それだけでは公平な業者の参入にはなってございませんでした。同じ業者が有利な状況の中で進めていた実態がございました。そこで、そういった手続きの課題改善の為の方策と致しまして、以下を示しました。この資料でございますが 5 月 1 日に校長会で校長に示した資料をお持ちしました。行き先決定の手続きをシステム化するということで、学年に準備を任せるのではなく、学年を超えた修学旅行準備委員会、あるいは宿泊行事検討委員会、既にこうした

ものがある学校もございますが、1年以上の準備をかけて修学旅行の準備手続きをするということを示しました。2学期に修学旅行を実施する小学校のモデルスケジュールを示しております。既に中学校を入れますと15校とも5月に修学旅行検討委員会の設置が終わっております。この委員会が中心になりまして、修学旅行の目的・方面・活動、こうしたものを基本プランとしてまとめまして、PTA運営委員会等での説明・意見集約を含めまして最終的に基本プランを作成し、複数業者に仕様書のような形で、学校が目指す基本プランとして示します。旅行業者はそれに基づきまして行程案、それから費用見積を学校に提示し検討委員会が中心となって、9月末には最終的にどの業者、行程、見積を採用するかを決定いたします。今の説明は平成25年度の修学旅行の準備でございます。2学期には今年度の修学旅行が実施されますので、その反省を生かしながら翌年度案に反映してき、1年半以上の準備をかけ、公平な参入を複数の旅行業者に保証したいと考えております。

もう一つは、この課題改善のシステムを運用することで、行き先決定についての透明性が十分図れるのではないかと考えております。PTAの委員会で説明いたしましても、基本プランに対する具体的な意見は出にくいと聞いております。ただ、こうした内容で、こうした時間をかけて修学旅行の行き先等を決定していくようにすれば、これを説明することで、手続きに伴う透明性が確保できるのではないかと、これが二つ目の利点にもなってくると考えております。先週の文教常任委員協議会でこの資料について説明いたし、数多くのご質問、それからご指摘もいただきました。システムを作るだけではなく、形骸化しないようにポイントポイントでの注意・点検・チェック機能もお願いしたいというご指摘を受けまして、それも生かしながら今後は進めて参りたいと考えております。

委員長

この件につきまして、ご質問はありますでしょうか。

溝口委員

これは、教育委員会に対しては、報告なのか、意見反映になるのかどうかはどうなのでしょう。それからもう一つは、文教で議論があったということですが、大きく3つあるとすれば、どういう問題点・議論があったのかについて説明していただくよう願います。

教育政策課長

小学校の修学旅行を取り扱う旅行業者が10校とも同一業者であるということで、それが数年来同じであったということです。それ

は公平な業者決定システムに乗っ取ったものではなく、公平な参入を妨げる要因の下に進んできた、これが一番大きな手続き上の課題であったと捉えております。

それからもう一点は透明性の問題です。これは言葉としては、各校にも修学旅行の業者選定決定手続きについては透明性の確保をお願いしたところでございますが、具体的なシステムの提案、それから点検が確実になされていないところだと捉えております。

溝口委員

1点目の質問についてはどうですか。報告事項なのかどうか。

教育政策課長

報告でございます。ご質問・ご意見がございましたら頂戴したいと考えております。

溝口委員

報告であれば、そう積極的な意見は言えませんので、控えます。

教育長

この問題の大きな3点につきましては、文教常任委員会でも厳しいご指摘をいただきました。その改善策の為に、教育委員会事務局・学校現場・校長会とも協議してこういう改善案で平成25年度も修学旅行を考えていこうということでございますので、まずこの改善案でやらせていただきたいと思いますと思っております。そして、その結果が出て参りますので、その結果を見て不備な点等があればご意見をその時にいただきたいと思いますと思っております。これも9月に向けてスタートしていますから、報告として捉えていただきたいと思いますと思っております。

溝口委員

あえて言いますと、報告だから意見は控えますと言いましたが、それは私個人の考え方です。これをもって、例えば議会で、文教常任委員会でこれだけ議論されているのに教育委員会では報告事項であるからといって、まったく意見が出ないということがあってはならないと思っております。それはすべて、教育長以下、事務局の責任においてこうなったということを言い切っていただかないといけませんよ。

教育長

この件に関しましては、前回資料は出しておりませんが、今文教常任委員会でこういうことが議論になっているというのは5月の教育委員会議会で私の方から説明させていただいております。それで、こういう案が正式に決まって参りましたので、今日もう一

度お示ししてご報告させていただくということでございます。

溝口委員

先ほど配布されましたこの資料は、5月1日にはPTAに説明されていますね。最終稿はいつ出来上がったわけでしょうか。

教育政策課長

5月の校長会で使用させていただきましたので、完成したのは直前だと思います。

溝口委員

要は詰問するのが趣旨ではございません。意見をちゃんと求めたいということであれば、先だって訂正の報告をわざわざ5日前に議案としていただいているわけですから、その時にこういうようなものもあれば、今日の教育委員会議において当然皆さんから意見は出ると思います。教育長は経過を報告したと先ほどおっしゃられましたが、それはあまりに傲慢だと思います。

委員長職務代理者

説明資料になっていますけれども、この種の話は教育課程の編成権の問題が絡んできます。教育課程の編成権が大きくは校長にあるということで、修学旅行の行き先についても学校長が判断するということになっているのですけれども、教育委員会事務局がどこまで学校を指導するのかということが、大きな課題になりつつあると思います。その辺り、校長会で説明された資料にも無いように思われるのですが、指導なのか説明なのかというのは非常に微妙だと思っています。私は、やはり事務局が一定の指導力を発揮されるようなものであるべきだという気はしております。報告ということで、私も意見は控えたいと思います。

教育長

教育課程の編成権は校長が持っているということです。教育委員会はそのことに対して、議会から先ほどの3点において非常に問題があるというご指摘を受けました。これは教育委員会事務局が前へ出て、今度は学校現場を指導する立場にあるということで、校長会との協議の場を持って、それも3回4回開いていって意見を聞きながら改善しようとしてきたのが、今回の案でございました。あくまで強い指導という認識で、学校現場の意見も十分聞きながら一番良い方法はないかということで、出させていただいたということです。

委員長

この件はこれで終わりたいと思います。もう一つ、事務局の方からご報告がございます。

教育政策課長代理

先ほどお配りいたしました評価育成に関わります本市を含む府内 10 数市の訴訟につきまして、先日最高裁より決定調書が送付されましたので、ご報告申し上げます。自己申告書提出義務不存在確認等請求事件であります。本市立学校に勤務いたします 2 名ほか 25 名が本市を含む府内 13 市を相手に平成 20 年 1 月 30 日に提訴いたしました。違法なシステム規則による自己申告書提出義務不存在確認を求めて提訴したものでございます。一審・二審ともに請求・控訴を棄却されました。その後、原告らは平成 22 年 3 月 3 日に上告をいたしまして、この度、6 月 12 日付けで上告棄却された旨の通知が参りましたのでご報告申し上げます。本システムは違法ではない、また提出義務があることが理由でございます。なお、6 月 26 日に行われます文教常任協議会におきまして正式にご報告申し上げる予定にしております。

委員長

この件についてご質問・ご意見はございませんか。無いようですので、次に移りたいと思います。各課事業予定及び結果報告について総務課長よりお願いいたします。

総務課長

[各課事業予定及び結果報告について説明あり]

委員長

よろしいでしょうか。それでは、教育に関する諸課題について、今回は不登校対策について話し合いたいと思います。

委員長職務代理者

その前に一つ質問聞かせていただきたいのですが、実は市内のある小学生が体力測定で摂津高校をお借りする機会があったということを知りました。摂津高校はグラウンドも芝生ですし運動するには十二分な設備が整っているのですが、小学生自身も大変モチベーションが上がって記録も大きく伸びたということを知りました。現在、子どもの体力問題についてもいろいろと聞かれていますけれども、今後は摂津市としてどうしていかれるのかなということが気になったのでお聞きしたいと思いました。

教育長

詳しいことは私の方でわかりませんが、そういうことがあったことは聞いております。現在の摂津高校の校長先生も学

校開放については非常に熱心ですので、その辺り事務局の方で情報をつかんでいれば報告をお願いします。

教育推進課長

5月24日に千里丘小学校の5年生が摂津高校をお借りして、体力測定を行いました。体力測定の8種目のうちの5種目、反復横とび、立ち幅跳び、20メートルシャトルラン、ソフトボール投げ、50メートル走、以上5種目を実施いたしました。昨年度より地元の府立高校であります摂津高校と摂津市の方で連携をしていこうという流れの中で、昨年は教職員研修の連携を行っていたわけですが、今年度も引き続き連携していく中で更にできるようなことがないかという協議の中で、体育科が摂津高校にはございますし、立派な施設環境がありますのでぜひそこをお借りして小学生のスポーツテストが出来ないでしょうかというところから、実現したところでございます。今年も千里丘小学校をやらせていただいたのですけれども、良い環境の中で子どものモチベーションも上がりましたし、摂津高校で5月に行った時にかなり記録が伸びたという実態もございますが、結果につきましてはこれから分析をいたしますので、また分かり次第ご報告をさせていただきたいと考えております。今回、摂津高校の体育科の先生に計測・準備等をしていただいたのですけれども、府立高校の10年経験者研修ということで、摂津高校の体育科教員10年目の先生がおられましたのでその研修として市内の小学生のスポーツテストを行うということでやっていただきました。来年度につきましては、対象をどこまで広げるのかとか、本市の教職員がどのように関わっていったら良いのかをこのあと検討いたしまして来年度につなげていきたいと考えております。

委員長職務代理者

千里丘小学校から摂津高校までの距離を考えますと、三宅柳田小学校はもっと近いですし、味舌小学校も摂津小学校も近いですし、地域の連携という観点からも摂津高校もそういうことを望んでおられるかもしれません。また中学校には体育の先生がおられますからその辺り連携という意味からも今後も検討をよろしく申し上げます。

溝口委員

今の職務代理のお話は全面的に賛成です。学力テストでも競い合いの要素も必要だと思います。いわんやスポーツにおいてもそういうことによって、体力あるいは運動力が上がるということもあります。これは大いに広げていけば良い問題だと思います。今ご説明が

ありましたが、私の認識違いかもしれませんが、抽出校だけしか運動能力測定はやっていないわけですか。

教育推進課長

全国の抽出校は本市では1校だけ当たっている状況であります。摂津市の体力テストも実施いたしまして小学校10校、中学校5校全校実施いたしました。

溝口委員

本市でやる分について、職務代理がおっしゃったような形を含めてもっともっとイベント化していったら能力向上につながるのではないかというこれは意見です。

委員長

それでは最後の不登校対策について議論を進めたいと思います。

次世代育成部次長

前回の教育委員会議で不登校対策について皆さんでお話いただいた中で、例えば長期欠席が全体の中で日数的なものがどのような理由なのか、それから不登校以外の長期欠席の数はどうかとうご質問がございましたので、参考資料1としてまとめさせていただきました。また、不登校支援に関わってどのような対策を取っているのか、特に人的な配置についてでございますが参考資料2にまとめて参りました。短時間で、担当課長から説明させていただきたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

委員長

はい、お願いします。

次世代育成部次長

それでは参考資料1につきましては、教育政策課長から、参考資料2につきましては児童相談課長から説明させていただきます。

教育政策課長

[参考資料1に基づき不登校対策 長期欠席、欠席日数について説明あり]

児童相談課長

[参考資料2に基づき不登校対策 人的配置について説明あり]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

溝口委員

数点に渡ってご質問したいと思います。まず一点目は、理由別欠席状況の中で、(4)にその他とありますが、これはもちろん病気・経済的理由等以外の理由がその他ということでしょうけれども、た

だ、分かりづらいのは不登校の定義というのは、病気・経済的理由を除くということなのですが、病気と不登校の線引きというのはどのように定義されているのか、心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは登校したくともできない状況にあるということです。これは非常に分かりづらいわけですが、しかし、この定義によってカウントされておられるということです。そこで、お聞きしたいのはこの中で適応指導教室等の公的機関、あるいはそれに類似の民間の相談所、指導施設等にあっても出席扱いすることが平成4年からされております。従って、このカウントがどの程度なのか、出席扱いですから当然不登校には入っていないのか。しかし、悩ましい状況にあることには間違いのないわけでありまして、それがその他にも入っていないのではないかと思います。そうしますと、問題は把握としては長期欠席者が575名という数字が挙がっておりますが、さらに厳しい状況にあるということだという理解でよろしいのでしょうか。出席扱いの数を教えていただきたいと思っております。

児童相談課長

適応指導教室に通室している児童生徒の出席状況は、学校の方に報告させていただいて出席扱いという対応をしております。教育センターが把握しております不登校児童生徒に関わります出席状況につきましては、民間の適応指導教室に通室している子どもさんについては、学校との情報交換の中では対象の子どもさんは居られないということ把握しております。学校も掴んでいない児童生徒がおられた場合には正式な数は捉えておりませんので、現在そういった資料も手元に持ち合わせてございません。

溝口委員

それでは、適応指導教室の数、対象児童数の数はいかがなものでしょうか。

児童相談課長

昨年度、正式に通室しております児童生徒につきましては6名でございます。すべて中学生でございます。

溝口委員

すべて出席扱いということでしょうか。

児童相談課長

そのうち、完全に適応指導教室に通室するという対応している子どもさんでも通室できない生徒も1名も居られました。他の生徒については週1回通室したりするというようなのですが、あく

まで通室された場合は出席という扱いになっております。

溝口委員

次に、原因別の状況把握についてでございますが、これは前にも資料を頂いておりますが、学校への支援ということで、ヒアリングをし、実態把握をするとありました。この中で中学校については、全国状況と同じような状況にあります。いじめを除いた友人関係に一番起因しているということでした。次いで、無気力という表現ではないですけれども、要は本人に起因しているということ、そして家庭に起因しているということでした。全国状況とほぼ同じかなと思っています。ところが、小学校の場合は本市の場合は病気に起因するというのが、トップなんです。次いで、友達関係、そして親子関係となっております。ここに病気そのものはカウントされておられません。しかし、病気が原因で不登校になっておるということですね。それはわかりました。続きまして、不登校が継続しておる理由なのですが、どのようにとらまえておられるのでしょうか。

教育政策課長

継続理由については、以前に委員からご質問がございましたが、複合型が最も多いものでございます。特にこれといった主な原因が認められず、現在の分類にはかなり多くの項目がございまして、これの調査はございませんが、個々の案件は挙がってきております。いじめ、あるいは不登校になったきっかけと同じような項目でございしますが、これらのいくつかが結びついた複合型といったものが最も多いものでございます。それぞれの割合について一覧表は作成しておりませんので、ここで回答は致しかねますが、継続理由は以上のようなものでございます。

溝口委員

これについては、まさにそのとおりでして、本人すら何が原因であるのか分からない状況のまま不登校という状況にある子どもも多いと思います。従って、複合原因が一番大きいであろうと思っています。ただ、意外なことに無気力、これが本市の中学校の場合、2番目に挙がっておりますが、これは状況把握がきちりできるわけでしょうか。

教育政策課長

それぞれからお聞きするのは、先程も申し上げましたけれども、迎えに行けば、特に腹痛を訴えるとか特定の原因が無く、迎えに行かないとそのまま寝ているとか、話し込むことで復帰できてもそれが持続できないといった報告を受けております。ただ、平成 23 年

度の反省のところでも申し上げましたが、小学校ではきめ細やかな不登校等への対応を実施しておるのですが、どうしても中学校は問題行動、暴力行為等の対応を優先し不登校等の対応が後回しになっているという反省もございます。無気力型につきましては、継続した家庭訪問を含めた指導も必要だと考えております。

溝口委員

全国状況では約3分の1の児童・生徒が、年度内登校を果たしているわけであります。本市の場合はどういう状況でしょうか。

教育政策課長

平成23年度のまとめの中では、指導の結果、登校するようになった児童、または登校できるようになった児童ですが、小学校で2名、中学校で26名計上しております。

溝口委員

ということは、180名の中の26名ですから、相当低いということになります。これについては学校サイドとしての努力、こういう努力をしていけば全国状況の3割までとか何か目標を立ててやっていただきたいと思っています。と言いますのは、元々平成13年がピークだったのですが、それが平成16年からの半減計画という取り組みによって約半分にまで至ったわけです。ところが、その状況がずっと続いているわけです。だから、ああいった3ヵ年半減計画とか、本市は本市の計画を持ってやれば、ある程度は回復するのではないかと思っています。方策としては、学校の担任の先生による家庭訪問がまず出発だと以前に職務代理がおっしゃられておりました。そのような意味ではケースワーカー等いろんな専門家に手当てをしていただくのは次の段階だと思います。これは家庭にしても当事者としても、一番身近な存在であるわけですから、その人達の努力が一番期待されるのではないかと思います。目標とそういった努力については、既にやっただいていると思いますけれど、再度お願いしたいと思っています。

教育政策課長

教育政策課、児童相談課、教育推進課、直接小中学校を指導しております3課が中心になりまして、不登校数が減ればそれで解決、ということではございませんし、ゼロにならない限りは不登校状態の児童が存在するわけですから、当然ゼロを目指して取り組んでいくべきなのですが、ご指摘があったやはり短いスパンあるいは目標を立てて取り組むことで減らせるところは減らしていかないといけないと改めてそう思っておりますので、平成24年度も努力いた

したいと考えております。

次世代育成部次長

先ほど児童相談課長から説明がありましたけれど、不登校対応専任の加配教諭、それから教育センターへの加配の教諭、それぞれ大阪府のワーキングチームに参加しまして、特に不登校対応専任教諭は未然防止対策、それから教育センター配置の専任教諭も不登校に陥った児童生徒をいかにして学校復帰させるのかを研究しております。研究するにあたって、本市での事例をもとにしております。この研究を踏まえて学校に対応策を示せるようにしていきたいと思っています。一人ずつの子どもの現状を見ながら一人でも減らせるように努めて参りたいと考えております。

溝口委員

前回資料の中で、要保護児童対策地域協議会という組織があるわけですが、その役員体制・活動状況等、不登校対策を巡ってどういようご協力をいただいているのか教えていただきたいと思います。

児童相談課長

児童虐待防止法に基づき設置されております、児童虐待に関わる支援を行う地域の見守りネットワーク組織でございます。事務局の方は児童相談課の連携支援係及び家庭児童相談室がそれぞれ要支援と要保護の事務局をさせていただいております。特に不登校に関わります分はこの要支援の方で虐待に至らないケースでこのまま放置しておくとう虐待になる恐れがあるだろうというお子さん達を支援する部門でございます。公的機関としましては市の福祉・教育に関わる関係機関、それから警察、自治会、法務局、地域の民生委員さん等にも参加いただいて、この見守りネットワークを組みながら子ども達、それから保護者の方も含めて対応を行っている機関でございます。特に不登校の子どもさんは、どうしても保護者の方にも支援をしなくてはならない経済的な理由や福祉に関わる支援が必要な場合もございます。要保護児童対策地域協議会におきましては、保護者の了解を得ずに個人情報取り扱いをしながら支援の方法を探るとい機関でございます、それぞれの機関の情報を持ち寄って子どもさん達の状況を把握しながら適切な支援ができるように検討をし、直接支援を行っているところでございます。

溝口委員

結論的に言えば、国・府の状況から小・中学校は1.5倍から1.8倍という状況にあります。極めて厳しい状況にあると思います。よく学力などでも厳しい厳しいと言われますけれども、この不登校と

というのは学力以前の問題として取り組まなければならないものです。学力の問題は、経済的な理由や家庭環境等が背景にあるとよく聞かれます。不登校の場合は、経済的な理由はまったく除外されているわけですからそういう説明はまったくできないわけです。この1.5倍から1.8倍という状況についてはどういう認識をされておられるのかについてお尋ねしたいと思います。詳しく言いますと、国対比では小学校は1.8倍、中学校は1.7倍。それから府対比では小学校は1.8倍、中学校は1.5倍という数字があります。

教育長

この問題については、平成13年度の不登校数は180名程度、そのうち中学校が130名程、小学校が50名程おりました。その後、年々減少してきてまして、平成20年度ぐらいから小学校は22～25名の間、中学校では100～110名の間で止まっています。ここから減らないのですが、この壁は何かあるような気がしております。ここまでは、先生が生徒を迎えに行ったりといった減らす取り組みをいろいろ実施してきておりますが、次の段階で何をするのかというのがあります。各小学校の校長先生とお話をしていましたら、10小学校全体で20数名ですから、不登校ゼロの学校もありますし、多いところでも3名ぐらいです。病気がきっかけで休んでしまったりとか、いじめを含む友達関係とか、親子関係とかがありますから、やはりこれからは個々の子ども達のデータは学校が持っていると思いますから、検討会議やふれあい委員会等でいろいろ検討してはいますけれども、あと何が足りないのかといったことを分析していかないといけないと思います。この人的配置も一つの大きな支援だと思えますので、一定の壁を乗り越えられない原因をやはり分析していかないとなかなか難しい問題だと認識しています。対国・府の1.5倍から1.8倍ということでありましたけれど、これにはいろんな要因があると思います。それを全国平均に持って行くには個々の問題についてどこまで対応できるかということをお私に考えています。各学校も取り組んでいると思いますけれどもその辺りは事務局の方で説明してもらえば良いと思います。中学校も数が多いですけれども、学校の先生と話しても、不登校の生徒の個々の名前が挙がってきますから個人の状況は掴んでいます。教育委員会では人的支援を含め何ができるのかという議論・検討をしていかなければと思っています。

溝口委員 最後の質問ですが、全欠が7名居られます。この方々の進級状況について教えていただけますでしょうか。

教育政策課長 いわゆる原級留置という処置はございません。

溝口委員 それは、行政通達からしてその取り扱いはベストなのですか。要は通達があることはご存じですね。

教育政策課長 保護者の意向が大事だと認識しております。

溝口委員 保護者の意向も大事ですけれども、本人である子ども達のことをまず最優先して考えるべきではないでしょうか。それが原級留置の元々の精神です。それが原級留置することによって、何かかわいそうなことをしたというような、評価は間違っています。つまり、学習というのは段階を踏んで学習していくものです。たとえば、2年生の時に全休であったら、もちろん家庭で勉強されているかもしれませんが、2年の学習はゼロの生徒をいきなり3年に上げるのは、学習上まずいわけです。であるからこういった行政指導が通知がなされているわけで、校長の裁量でなされていてそれをやらないということになっています。私はきっちり見直してもらいたいと思います。これは本市だけではありません。広く全国的に情けない状況になっているわけです。今一度、子ども達のことを考えてシビアな取り扱いをしていただきたいと思います。

委員長 このような問題をこの場で皆さんとお話したいので、溝口委員の要望はよく分かりますが、このことに対して他の委員さんがどんな考えなのかということ議論していかないと、会議自体せっかく皆さん集まっていますからここでそういう話を進めていきたいと思えます。

委員長職務代理者 原級留置の問題で言えば、どこの学校もそうだと思いますが、まずは保護者の意思を確認しております。学校が原級留置をするのはまずあり得ないです。ただ、溝口委員がおっしゃられますように、確かに子どもさんの学力をどうしていくのかという中で、そのまま進級しているということは問題になるかもしれません。ただ、保護者のその辺りの意識を変えていただいて、原級留置しますということに納得される保護者の方は現実的には居られないのではないかと

と思います。保護者の認識はそこまで行っていないと思います。

溝口委員

もちろん原級留置の現状はそうであります。実態が無いことは知っております。ただ、保護者の意見がそうであるから校長が丸つきり従ってしまうということはいかがなものかなという問題提起であります。

委員長職務代理者

話が変わるのですが、先ほど教育長が個々の子どもさんについては、個別に対策を考えないと実数で減らないのではないかとということがありましたが、確かにそのとおりだと思います。数字を見せさせていただきますと、市全体の数ですね。学校別に出してもらうのは難しいと思いますが、事務局の方で掴んでおられて減少傾向にあるか増加傾向にある学校があるか、それぞれの学校がどのような対策を取られているかというような分析をされていて、学校に下ろされているかという問題があります。そこのところはなかなか個別に数字が見れないところでありますが、そこはいかなるものでしょうか。

教育政策課長

例えば、ここ数年来行われおります中学校区ごとの合同研修会の中で、小学校での不登校対策も報告がよくなされております。それが、各校になかなか広まらないという実態がございます。具体的にどのようなシステムでどのような関わりで進めたかということ等も間接的に、研修会で行われた内容も事務局も把握しておりますけれども、学校それぞれの風土の違いであったり職員配置の違い等も理由として挙げられる先生も居られます。やはり同じ条件、同じスタッフ、加配になっていないとおっしゃる学校もあるのですが、それを越えたシステム化というものを我々も進めていかないとはいえないと考えております。学校レベルでは追求されております。

委員長職務代理者

どうしても、問題行動等に人手が取られてしまって、不登校等へ手がなかなか及ばないということもある程度は理解できるのですが、問題行動があっても減少していく学校も中にはあると思います。ということは、問題行動が多いから不登校も多いというのはイコールにはならないと思います。それは何か原因があるわけです。それが何かということを実例検討していかないとやはり広がらないとは思っています。

教育長

ですから、私がこれまで投げかけてきたのは、中学校区で、1 中学校 2 小学校の中で、子ども達をどう育てて行くかといういろんな問題を抱えていますから、その辺りからやっていくのかなと思っています。ただそれを学校に問い合わせた時に、できていない学校から必ず返ってくるのは、人が居ませんという配置の問題を挙げて来ます。その辺りをどう指示していけるか、よそではこういう学校があるというようなことを検討していく必要があると思います。全国でいろんな報告書がありますけれども、一つ一つ現地に行ったり計画・柱を持って取り組んでいく必要があると思います。その中で、上手くいってる学校の情報を教育委員会が掴んで発信していけるように努めていきたいと思っています。

委員長

学校訪問の時に、各校の校長先生に不登校状況はどうですかという話をお話ししましたら、結構重い事例をおっしゃられます。その件に関しましては、専門家の方に入っていて皆でチームを組んで実施していただけたら良いのですが、そこまで重くない例もまだまだたくさんあるのではないかと思います。各校で人間関係づくり、友達関係づくりについてはどこも挙げておられるのですが、もうちょっとそれを進めていけないかと思っています。

教育長

各学校で集団づくりというの、必ず柱に入れてやっています。そのことと委員長が言われましたように学校訪問をした時に、校長先生から挙がってくる事例と言えば重たくて重たくて、とてもすぐには解決できないなというようなことがあります。それを分析して、なんとかなるケースと、これはもうちょっといろんな専門家が入らないと解決しないケースというものを分けていかないと仕方ないかなという感じもしております。先ほど職務代理がおっしゃられたように、事務局としても情報発信は今後もしていきたいと思っています。

溝口委員

それと、もう一点質問したいと思います。不登校の中で、特に中学生が引きこもりというのではなく、逆に街頭へ出て学校へ行かないというような、別の表現をすれば不良と言いますか、そういう状態にある子ども達の把握はされておられますか。

教育長

中学校の校長先生と引きこもりは大変だという話をした時には、うちの学校は出てきますよという声をよく聞きます。一番大変なの

は閉じこもってしまっていて出てこないということでした。出ていくエネルギーはあるけれど、外で遊んでいるということも結構ありましたし、よくあるのは街中では悪いことはしないけれど、学校内で悪いことをするといった内弁慶だというような話も出てきております。警察の方と話した時も、摂津の中学生の子ども達は、他市に比べてそんなにひどい状況とは言えないというようなことも聞きました。その辺りを今後も分析していくことが重要だと思っております。

委員長

原田委員からも何かご意見はございませんでしょうか。

原田委員

それぞれの問題については、いろいろあるのですけれども、理由づけも曖昧なのですが、国レベルで見ていると、4つの理由、病気・経済的な理由、不登校、その他、区分けは不登校の割合が増えてきております。昔は不登校で挙げていなかったものが、最近是不登校で挙げています。2001年以降横ばいですが、適応指導教室等に通室している子どもも居るのでしょうけれど、摂津はあまり知らないのですが、他のところで見ていると、やはり別室登校が多くなっています。本来上がっていくべきところが下がっている、あるいは横ばいになっている。これはやはり精神発達の問題ですから、小学校高学年になって自分の将来を考えるようになり、周りが気になってきて、それが中学校でいろんな問題が出てきて、中学校で問題なかった子どもが高等学校で同じかもっと多いぐらいが退学なり、不登校を起こすわけです。精神発達の問題ですからその子達が成人になってどう社会に適応していくのかということを見ないと、今中学校でどうなっているかの検証も確かに必要なのですけれど、その辺りも見ながら関わるということも必要だと思っております。

委員長

それは本人の発達力が未熟ということですか。

原田委員

未熟な面も多いですし、歪んでいる部分も結構ありますが、それが本人の責任ということではありません。親なり、社会全体の問題なりですから。80年代に比べ3倍ぐらいになっております。それはそれなりの理由があると思いますので、それを考えないとなかなか進まないと思います。

委員長	社会的な要因も多いのでしょうか。最近は幼い子どもが多いとよく聞きます。
原田委員	それは育て方の問題もあるでしょうし、ただ社会の中でも行き詰まるという問題もあると思います。いろんな理由がありますが、学校はそれなりに頑張っておられるなど感じております。保健室の先生方とも勉強会をずっとやっておりますけれども、なかなか難しいなという認識であります。
委員長職務代理者	先ほど、適切な施策を広げていくという場を作らないといけないとおっしゃられておりましたけれども、それはどれぐらいの頻度・内容でやられておられるのでしょうか。
教育長	私が校長先生から聞いておりますのは、小学校の方でしたら毎週一回さわやか委員会ということをしたり、職員室に表を貼り出し、学校へ来ていない児童をチェックし、先生を迎えに行かせるとか子ども達の状況を掴んで、いろんなことをやっています。学校によってはこういうきめの細やかなことはかなりやっているのだらうなと思っています。先ほど申し上げましたように、横の連携、中学校区内の隣の学校と情報を共有するとかをしっかりとやっていきたいと考えております。
児童相談課長	学校間での取り組みにつきましては、きめ細かく実施されております。定期的な対応会議、ほとんどの学校が週一回実施しており、教育センターからも参加させていただきながら、学校での支援について一緒に考えることを行っております。中学校区での取り組みにつきましては、昨年度から中学校区での不登校対応担当者連絡会という会議を定期的で開催させていただくことになっております。教育センター・児童相談課もこれを後押ししながら、できるだけそういう機会を増やして情報共有をする中で、特に兄弟関係は小学校と中学校が連携しないとなかなか進まないところもございますので、そういうところを中心に取り組みをやっていくことで、先生達もその成果を次の取り組みに生かすということを考えております。特に、個々の取り組みにつきましては、支援しても支援しても成果が見えてこないということが、先生方を疲弊させていくということが、一番支援を遅らせているところの一つであると思っています。先生達も元気が出るように、教育センターも支援していく必要があるとい

うように捉えております。

教育長

職務代理は第二中学校に居られた時に、いかがでしたか。第二中学校区でどんなことをやっていって、鳥飼西小学校と鳥飼北小学校の情報交換とかはどんな感じでしたか。

委員長職務代理者

私の認識では小学校はそんな極端に減ったという気はしていません。かなり個人の働きに第二中学校の場合は依存していたのかなと思います。この加配教諭、不登校に係る人的配置ということがあるのですが、やはりその人個々に関わっているのではないかと考えています。それと、校内で会議をやっても数字が減る訳ではないと思います。各校の実績に学ぶみたいな機会をどれぐらい作るのかなと考えています。校内でやっていますと、どうしても校内文化というか学校風土に慣れてしまっていますから取り組みも程度・度合い・頻度というのは、その学校でいっぱいだと考える部分が出てきますわけです。校内体制としては会議を頻繁に持つということより、他校の実際の数が減ってるそこの学校を一度真似るということをすることの方が大事なのかなと思います。それと、子どもが不登校に陥っても学校に行ったら受け入れてもらえるというような、そういう受け皿づくりが重要だと思っています。

児童相談課長

今効果を挙げている学校も何校かあると思いますが、各学校の取り組みにつきましては、不登校対応の専任教諭、教育センター加配教諭がその学校に訪問して、これまでの取り組み経過や成果の話を聞く機会を持ちました。その学校の動きが非常に重要になりますので、見学等もさせていただいて、そのことを持ち帰りまして、学校に応じた取り組みにアレンジしながら取り組んでおります。夏休み期間に一定の成果がでている学校に、取り組み状況等をお話いただく機会を設けながら研修等もやっていきたいというように考えております。

委員長

皆様のご意見で、溝口委員は数値目標を出した方が良いということでした。職務代理は横の繋がりから他に学ぶということが重要だとありました。原田委員からは専門的な部分からはなかなか難しい問題もあるということでした。私としては、十分やっていただいていると思いますが、人間関係についてはもうちょっとのびしろがあるんじゃないかと思っています。なかなか不登校問題はここで

すぐ解決はしないと思いますが、教育委員会としては今日のような意見がたくさん出ました。他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。たくさん人の配置もしていただいて、そこは素晴らしいと思います。ただ、加配教諭が居る学校と居ない学校がある中で、全校手厚くしていただければ、申し分ないかなとも思っております。他にご意見がございませんので、以上で第6回教育委員会定例会を終わりたいと思いますが。

溝口委員

それと、最後に前回千里丘小学校での事故を受けて、校内への車両乗り入れの対応について一定の報告を受けまして、我々教育委員会としては了承させていただきました。今回いただいたペーパーを見ますと、今後の検討課題とすると書いてありました。一定の許可基準であるとか、こういう取り扱いをするといったようことは決まっていることだと思います。それなのになお、今後の検討課題としますという表現は、一度決めたことについて何を検討するのかと思うわけですが、いかがなものなのでしょうか。

教育長

あの事故が起こりまして、一定の説明をしましたように、学校への通勤車両の乗り入れは禁止ということが、大前提で決まっているわけです。ただ、校長会でも議論しましたけれども、急病の子どもについてどうするのかであったり、休日における中学校のクラブ活動指導員についてはどうするのかということであったり、検討しないといけないケースが今後もまた出てくると思うわけです。最初に細かいことまで議論していると、いつまで経っても導入できませんから、大前提を決めてからまず導入してみて、例外規定についてはこういった今後の検討課題であるという表現になったのではないかと私は認識しております。今のところは大きな問題はなく、スムーズに実施されているところであります。

委員長

それでは、本日の案件はすべて終了しましたので、第6回教育委員会定例会をこれにて終了したいと思います。皆様お疲れ様でございました。